ベースアップ評価料の算定について

当院では、持続可能な医療提供体制の維持および医療従事者の処遇改善（ベースアップ）を目的として、厚生労働省の規定に基づき、以下の診療報酬区分を算定しております。

●外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

●入院ベースアップ評価料　７２

頂戴いたしました評価料は、全額を看護職員・コメディカル・事務職員等の医療従事者の賃金改善に充当しております。

今後とも質の高い医療の提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

町立富来病院